

家族構成別収入額の目安の例

人数	家族構成（例） （年齢は平成30年12月末日現在）	家族全員の収入額の合計	
		持家の場合	借家の場合
2人	親(20~40歳) 子(5歳【未就学】)	約292万0千円以下	約391万6千円以下
3人	親(20~40歳) 親(20~40歳) 子(5歳【未就学】)	約322万1千円以下	約429万9千円以下
4人①	親(20~40歳) 親(20~40歳) 子(8歳【小2】) 子(5歳【未就学】)	約387万2千円以下	約501万9千円以下
4人②	親(41~59歳) 親(41~59歳) 子(12歳【小6】) 子(13歳【中1】)	約439万0千円以下	約553万8千円以下
5人	親(20~40歳) 親(20~40歳) 子(12歳【小6】) 子(12歳【小6】) 子(8歳【小2】)	約495万3千円以下	約616万5千円以下

※認定基準は平成30年4月1日現在の生活保護基準額表から算出した需要額の1.5倍未満です。

※上記の表はあくまでも家族構成の一例です。人数が同じでも、家族構成や年齢、家賃額によって認定となる収入額は異なりますのでご注意ください。

※ 給与収入の場合は、「源泉徴収票の支払金額欄に記載された額（各種控除前の金額）」にて審査します。

※ 給与収入以外の場合は、「確定申告書等の合計所得金額の額を、『簡易給与所得表(国税庁)』を用いて、給与等の収入金額の合計額(下限)に読み替えた額」にて審査します。

※ その他、パート収入、内職、年金、生命保険、配当、雇用保険、仕送り、親戚や知人からの援助、児童手当、児童扶養手当、児童育成手当など、平成30年中に得た全ての収入を合算した合計額が家族全員の収入額となります。